

日医発第1647号（保険）
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 6 年 12 月 5 日付け厚生労働省告示第 359 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 6 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 6 年 12 月 5 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 44 品目、注射薬 17 品目、外用薬 10 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・バイクロット配合静注用

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について（令和6年3月5日付け保医発0305第2号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和6年12月5日付け保医発1205第1号、以下「改正通知」という）の[別添1]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙1に、[別添2]に掲げる医薬品を同通知の別紙2に加え、令和6年12月6日から適用すること。

[別添3]に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和7年1月1日から適用すること。

[別添4]に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和7年4月1日から適用すること。

[参考] 後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和6年12月5日 号外第283号 抜粋）
・厚生労働省告示第359号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和6年12月5日付け 保医発1205第1号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 令和6年12月6日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令和6年12月5日付け 医政産情企発1205第2号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三五九)
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件(農林水産二二一九)

(公 告)

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却
命令関係
会社その他
会社決算公告

一 五 八 四 四

告

示

○厚生労働省告示第三百五十九号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月六日から適用する。

令和六年十二月五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後				改 正 前			
別表 注1～3 (略) 第1部～第10部 (略)				別表 注1～3 (略) 第1部～第10部 (略) (新設)			
第11部 追 補 (7)							
内 用 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
円							
(あ)							
アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	300mg	1錠	6.00				
アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	500mg	1錠	11.20				
(え)							
エゼロス配合錠HD「サワイ」		1錠	37.70				
エゼロス配合錠HD「JG」		1錠	37.70				
エゼロス配合錠LD「サワイ」		1錠	37.70				
エゼロス配合錠LD「JG」		1錠	37.70				
(さ)							
サキサグリブチン錠2.5mg「サワイ」	2.5mg	1錠	26.90				
サキサグリブチン錠5mg「サワイ」	5mg	1錠	40.30				
(す)							
スニチニブ錠12.5mg「NK」	12.5mg	1錠	2,129.60				
スマトリブタン錠50mg「TW」	50mg	1錠	142.10				
(た)							
炭酸ランタンOD錠250mg「FCI」	250mg	1錠	34.60				
炭酸ランタンOD錠500mg「FCI」	500mg	1錠	51.00				
(ひ)							
ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「サワイ」	200mg	1錠	143.60				
ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「DSEP」	200mg	1錠	143.60				
ビルダグリブチン錠50mg ^{きょう} 「杏林」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「サワイ」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「JG」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「ZE」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「TCK」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「トーワ」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「日新」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「ニプロ」	50mg	1錠	18.40				
ビルダグリブチン錠50mg「フェルゼン」	50mg	1錠	18.40				

(ほ)			
品 名	規 格	単 位	薬 価
ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	20% 1 g		2,745.40
(り)			
リバーロキサバンOD錠10mg「サワイ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「JG」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「TCK」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「トーワ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「日医工」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「ニプロ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「バイエル」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠15mg「サワイ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「JG」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「TCK」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「トーワ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「日医工」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「ニプロ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「バイエル」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	15mg 1 錠		226.70
(れ)			
レナリドミドカプセル2.5mg「トーワ」	2.5mg 1 カプセル		3,250.30
レナリドミドカプセル5mg「トーワ」	5 mg 1 カプセル		3,873.80
注 射 薬			
品 名	規 格	単 位	薬 価
(え)			
エリブリンメシル酸塩静注液1mg「日医工」	1 mg 2 mL 1 瓶		26,758
エリブリンメシル酸塩静注液1mg「ニプロ」	1 mg 2 mL 1 瓶		26,758
(け)			
献血アルブミン25%静注25g/100mL「KMB」	25% 100mL 1 瓶		8,872
(す)			
スガマデクス静注液200mg「トーワ」	200mg 2 mL 1 瓶		2,897
スガマデクス静注液500mg「トーワ」	500mg 5 mL 1 瓶		6,914

円

(せ)		
セファゾリンNa注射用0.25g「CHM」	250mg 1瓶	322
セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	500mg 1瓶	474
セファゾリンNa注射用1g「CHM」	1g 1瓶	346
セファゾリンNa注射用2g「CHM」	2g 1瓶	531
(て)		
テクネピロリン酸静注	10MBq	396
(と)		
ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	0.1%50mL 1筒	305
ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	0.3%50mL 1筒	470
ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	0.6%50mL 1筒	897
(は)		
バイクロット配合静注用2.5mL	(第Ⅶa因子1.5mg第X因子15mg) 1瓶 (溶解液付)	268,272
バイクロット配合静注用5mL	(第Ⅶa因子3.0mg第X因子30mg) 1瓶 (溶解液付)	536,544
バイクロット配合静注用10mL	(第Ⅶa因子6.0mg第X因子60mg) 1瓶 (溶解液付)	1,073,088
(へ)		
ペメトレキセド点滴静注液800mg「トーワ」	800mg32mL 1瓶	60,310
外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(え)		
エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「SEC」	0.1% 1mL	252.90
エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「ニットー」	0.1% 1mL	252.90
エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SEC」	0.05% 1mL	92.20
(た)		
タフルプロスト点眼液0.0015%「センジュ」	0.0015% 1mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「TS」	0.0015% 1mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「日点」	0.0015% 1mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「わかもと」	0.0015% 1mL	308.00
(め)		
メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	0.75% 1g	37.50
(ろ)		
ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」	10cm×14cm 1枚	17.10
ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」	10cm×14cm 1枚	17.10

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第359号をもって改正され、令和6年12月6日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬44品目、注射薬17品目及び外用薬10品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 4 0 1	3, 6 5 3	2, 0 8 2	2 7	1 3, 1 6 3

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 9 月 2 日付け保医発 0902 第 1 号）の記の 4 の（4）中「バイクロット配合静注用」を「バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL」に改める。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記の II の 1 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 12 月 9 日付け保医発 1209 第 1 号）の記の 3 の（1）を削除する。

1 イミグラン錠 50 及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

3 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 2 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 6 年 12 月 6 日から適用すること。
- ② 別紙 3 に別添 3 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 1 月 1 日から適用とすること。
- ③ 別紙 3 に別添 4 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 4 月 1 日から適用とすること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1141007F2060	アセトアミノフェン	300mg1錠	アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	健栄製薬	6.00
内用薬	1141007F3040	アセトアミノフェン	500mg1錠	アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	健栄製薬	11.20
内用薬	2160003F1189	スマトリプタンコハク酸塩	50mg1錠	スマトリプタン錠50mg「TW」	東和薬品	142.10
内用薬	2189102F1032	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠LD「JG」	日本ジェネリック	37.70
内用薬	2189102F1040	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	37.70
内用薬	2189102F2039	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠HD「JG」	日本ジェネリック	37.70
内用薬	2189102F2047	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	エゼロス配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	37.70
内用薬	2190029F3070	炭酸ランタン水和物	250mg1錠	炭酸ランタンOD錠250mg「FCI」	富士化学工業	34.60
内用薬	2190029F4076	炭酸ランタン水和物	500mg1錠	炭酸ランタンOD錠500mg「FCI」	富士化学工業	51.00
内用薬	3339003F1032	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパン錠10mg「サワイ」	沢井製薬	161.30
内用薬	3339003F1040	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパン錠10mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161.30
内用薬	3339003F2039	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパン錠15mg「サワイ」	沢井製薬	226.70
内用薬	3339003F2047	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパン錠15mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	226.70
内用薬	3339003F3035	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「JG」	日本ジェネリック	161.30
内用薬	3339003F3043	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「TCK」	辰巳化学	161.30
内用薬	3339003F3051	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「サワイ」	沢井製薬	161.30
内用薬	3339003F3060	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「トール」	東和薬品	161.30
内用薬	3339003F3078	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「日医工」	日医工	161.30
内用薬	3339003F3086	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「ニプロ」	ニプロ	161.30
内用薬	3339003F3094	リバーロキサパン	10mg1錠	リバーロキサパンOD錠10mg「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161.30
内用薬	3339003F4031	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「JG」	日本ジェネリック	226.70
内用薬	3339003F4040	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「TCK」	辰巳化学	226.70
内用薬	3339003F4058	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「サワイ」	沢井製薬	226.70
内用薬	3339003F4066	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「トール」	東和薬品	226.70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3339003F4074	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「日 医工」	日医工	226.70
内用薬	3339003F4082	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「ニ プロ」	ニプロ	226.70
内用薬	3339003F4090	リバーロキサパン	15mg1錠	リバーロキサパンOD錠15mg「バ イエル」	バイエルライフサ イエンス	226.70
内用薬	3969011F1039	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「JG」	日本ジェネリック	18.40
内用薬	3969011F1047	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「TC K」	辰巳化学	18.40
内用薬	3969011F1055	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「ZE」	全星薬品工業	18.40
内用薬	3969011F1063	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「杏林」	キョーリンリメ ディオ	18.40
内用薬	3969011F1071	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「サワ イ」	沢井製薬	18.40
内用薬	3969011F1080	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「トー ワ」	東和薬品	18.40
内用薬	3969011F1098	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「日新」	日新製薬（山形）	18.40
内用薬	3969011F1101	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「ニプ ロ」	ニプロ	18.40
内用薬	3969011F1110	ビルダグリプチン	50mg1錠	ビルダグリプチン錠50mg「フェル ゼン」	ダイト	18.40
内用薬	3969017F1036	サキサグリプチン水和物	2.5mg1錠	サキサグリプチン錠2.5mg「サワ イ」	沢井製薬	26.90
内用薬	3969017F2032	サキサグリプチン水和物	5mg1錠	サキサグリプチン錠5mg「サワイ」	沢井製薬	40.30
内用薬	3999038F1037	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg1錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200 mg「DSEP」	第一三共エスファ	143.60
内用薬	3999038F1045	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg1錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200 mg「サワイ」	沢井製薬	143.60
内用薬	4291018F1020	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg1錠	スニチニブ錠12.5mg「NK」	日本化薬	2,129.60
内用薬	4291024M1067	レナリドミド	5mg1カプセル	レナリドミドカプセル5mg「トー ワ」	東和薬品	3,873.80
内用薬	4291024M2063	レナリドミド	2.5mg1カプセル	レナリドミドカプセル2.5mg 「トーワ」	東和薬品	3,250.30
内用薬	6179001D1022	ポリコナゾール	20%1g	ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	高田製薬	2,745.40
注射薬	2119404G5059	ドブタミン塩酸塩	0.1%50mL1 筒	ドブタミン持続静注50mgシリンジ 「テルモ」	テルモ	305.00
注射薬	2119404G6055	ドブタミン塩酸塩	0.3%50mL1 筒	ドブタミン持続静注150mgシリン ジ「テルモ」	テルモ	470.00
注射薬	2119404G7043	ドブタミン塩酸塩	0.6%50mL1 筒	ドブタミン持続静注300mgシリン ジ「テルモ」	テルモ	897.00
注射薬	3929409A1090	スガマデクスナトリウム	200mg2mL1 瓶	スガマデクス静注液200mg「トー ワ」	東和薬品	2,897.00
注射薬	3929409A2097	スガマデクスナトリウム	500mg5mL1 瓶	スガマデクス静注液500mg「トー ワ」	東和薬品	6,914.00

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4229401A3042	ペメトレキサドナトリウムヘミペンタ水和物	800mg 32mL 1瓶	ペメトレキサド点滴静注液800mg 「トロー」	富士フイルム富山 化学	60,310.00
注射薬	4291420A1030	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	エリブリンメシル酸塩静注液1mg 「日医工」	日医工	26,758.00
注射薬	4291420A1049	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	エリブリンメシル酸塩静注液1mg 「ニプロ」	ニプロ	26,758.00
注射薬	6132401D1100	セファゾリンナトリウム水和物	250mg 1瓶	セファゾリンNa注射用0.25g 「CHM」	ケミックス	322.00
外用薬	1319756Q1049	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「TS」	テイカ製薬	308.00
外用薬	1319756Q1057	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「センジュ」	千寿製薬	308.00
外用薬	1319756Q1065	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「日点」	ロートニッテン	308.00
外用薬	1319756Q1073	タフルプロスト	0.0015% 1mL	タフルプロスト点眼液0.0015% 「わかもと」	わかもと製薬	308.00
外用薬	1319762Q1150	エビナスチン塩酸塩	0.05% 1mL	エビナスチン塩酸塩点眼液0.05% 「SEC」	参天アイケア	92.20
外用薬	1319762Q2032	エビナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	エビナスチン塩酸塩LX点眼液0.1% 「SEC」	参天アイケア	252.90
外用薬	1319762Q2040	エビナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	エビナスチン塩酸塩LX点眼液0.1% 「ニットー」	東亜薬品	252.90
外用薬	2649735S3292	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	ロキソプロフェンNaテープ100mg 「DSEP」	第一三共エスファ	17.10
外用薬	2649735S3306	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	ロキソプロフェンNaテープ100mg 「TW」	東和薬品	17.10
外用薬	2699713Q1034	メトロニダゾール	0.75% 1g	メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	丸石製薬	37.50

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6132401D2149	セファゾリンナトリウム水和物	500mg1瓶	セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	ケミックス	474.00
注射薬	6132401D3226	セファゾリンナトリウム水和物	1g1瓶	セファゾリンNa注射用1g「CHM」	ケミックス	346.00
注射薬	6132401D4214	セファゾリンナトリウム水和物	2g1瓶	セファゾリンNa注射用2g「CHM」	ケミックス	531.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」

※令和7年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189102F1024	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロソーゼット配合錠LD	オルガノン	75.30
内用薬	2189102F2020	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロソーゼット配合錠HD	オルガノン	75.30
内用薬	3339003F1024	リバーロキサバン	10mg 1錠	イグザレルト錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F2020	リバーロキサバン	15mg 1錠	イグザレルト錠15mg	バイエル薬品	476.40
内用薬	3339003F3027	リバーロキサバン	10mg 1錠	イグザレルトOD錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F4023	リバーロキサバン	15mg 1錠	イグザレルトOD錠15mg	バイエル薬品	481.90
内用薬	3969011F1020	ビルダグリブチン	50mg 1錠	エクア錠50mg	ノバルティス ファーマ	60.60
内用薬	3969017F1028	サキサグリブチン水和物	2.5mg 1錠	オングリザ錠2.5mg	協和キリン	53.70
内用薬	3969017F2024	サキサグリブチン水和物	5mg 1錠	オングリザ錠5mg	協和キリン	80.50
内用薬	3999038F1029	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	ブラケニル錠200mg	サノフィ	402.40
内用薬	4291018M1029	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg 1カプセル	スーテントカプセル12.5mg	ファイザー	4,259.20
注射薬	4291420A1022	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	ハラヴェン静注1mg	エーザイ	66,857.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319762Q2024	エピナスチン塩酸塩	0.1%1mL	アレジオンLX点眼液0.1%	参天製薬	505.70
外用薬	2699713Q1026	メトロニダゾール	0.75%1g	ロゼックスゲル0.75%	マルホ	97.50

薬価基準告示

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	300mg 1錠	6.00
2	内用薬 アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	500mg 1錠	11.20
3	内用薬 エゼロス配合錠HD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
4	内用薬 エゼロス配合錠HD「JG」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
5	内用薬 エゼロス配合錠LD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
6	内用薬 エゼロス配合錠LD「JG」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
7	内用薬 サキサグリブチン錠2.5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	2.5mg 1錠	26.90
8	内用薬 サキサグリブチン錠5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	5mg 1錠	40.30
9	内用薬 スニチニブ錠12.5mg「NK」	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg 1錠	2,129.60
10	内用薬 スマトリプタン錠50mg「TW」	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	142.10
11	内用薬 炭酸ランタンOD錠250mg「FCI」	炭酸ランタン水和物	250mg 1錠	34.60
12	内用薬 炭酸ランタンOD錠500mg「FCI」	炭酸ランタン水和物	500mg 1錠	51.00
13	内用薬 ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「サワイ」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
14	内用薬 ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「DSE P」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
15	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「杏林」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
16	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「サワイ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
17	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「JG」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
18	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「ZE」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
19	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「TCK」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
20	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「トーワ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
21	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「日新」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
22	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「ニプロ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
23	内用薬 ビルダグリブチン錠50mg「フェルゼン」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
24	内用薬 ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	ポリコナゾール	20% 1g	2,745.40
25	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
26	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「JG」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
27	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「TCK」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
28	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「トーワ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
29	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「日医工」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
30	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「ニプロ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
31	内用薬 リバーロキサバンOD錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
32	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
33	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「JG」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
34	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「TCK」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
35	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「トーワ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
36	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「日医工」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
37	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「ニプロ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
38	内用薬 リバーロキサバンOD錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
39	内用薬 リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
40	内用薬 リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
41	内用薬 リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
42	内用薬 リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
43	内用薬 レナリドミドカプセル2.5mg「トーワ」	レナリドミド	2.5mg 1カプセル	3,250.30
44	内用薬 レナリドミドカプセル5mg「トーワ」	レナリドミド	5mg 1カプセル	3,873.80
45	注射薬 エリブリンメシル酸塩静注液1mg「日医工」	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	26,758
46	注射薬 エリブリンメシル酸塩静注液1mg「ニプロ」	エリブリンメシル酸塩	1mg 2mL 1瓶	26,758
47	注射薬 献血アルブミン25%静注25g/100mL「KM B」	人血清アルブミン	25%100mL 1瓶	8,872
48	注射薬 スガマデクス静注液200mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2mL 1瓶	2,897
49	注射薬 スガマデクス静注液500mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5mL 1瓶	6,914
50	注射薬 セファゾリンNa注射用0.25g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	250mg 1瓶	322
51	注射薬 セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	500mg 1瓶	474
52	注射薬 セファゾリンNa注射用1g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	1g 1瓶	346
53	注射薬 セファゾリンNa注射用2g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	2g 1瓶	531
54	注射薬 テクネピロリン酸静注	ピロリン酸テクネチウム(99mTc)	10MBq	396
55	注射薬 ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.1%50mL 1筒	305
56	注射薬 ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.3%50mL 1筒	470
57	注射薬 ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0.6%50mL 1筒	897
58	注射薬 バイクロット配合静注用2.5mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子1.5mg第X因子15mg) 1瓶(溶解液付)	268,272
59	注射薬 バイクロット配合静注用5mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子3.0mg第X因子30mg) 1瓶(溶解液付)	536,544
60	注射薬 バイクロット配合静注用10mL	乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	(第VIIa因子6.0mg第X因子60mg) 1瓶(溶解液付)	1,073,088
61	注射薬 ペメトレキセド点滴静注液800mg「トーワ」	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	800mg32mL 1瓶	60,310
62	外用薬 エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	252.90
63	外用薬 エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「ニットー」	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1mL	252.90
64	外用薬 エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0.05% 1mL	92.20
65	外用薬 タフルプロスト点眼液0.0015%「センジュ」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
66	外用薬 タフルプロスト点眼液0.0015%「TS」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
67	外用薬 タフルプロスト点眼液0.0015%「日点」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
68	外用薬 タフルプロスト点眼液0.0015%「わかもと」	タフルプロスト	0.0015% 1mL	308.00
69	外用薬 メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	メトロニダゾール	0.75% 1g	37.50
70	外用薬 ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	17.10
71	外用薬 ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	17.10

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年9月2日保医発0902第1号）の記の4の（4）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL</u></p> <p>① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</p> <p>③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第VIII因子又は第IX因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) <u>バイクロット配合静注用</u></p> <p>① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</p> <p>③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第VIII因子又は第IX因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>1 イミグラン錠 50 <u>及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤</u>の保険適用上の取扱い</p> <p>本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。</p>	<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>1 イミグラン錠 50 の保険適用上の取扱い</p> <p>本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) スマトリプタン錠 50mg「アメル」、同「SN」、同「F」、同「FFP」、 同「JG」、同「タカタ」、同「DK」、同「TCK」、同「トーワ」、同 「日医工」、同「マイラン」及び同「YD」並びにスマトリプタン 内用液 50mg「タカタ」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与する こと。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) スマトリプタン錠 50mg「アスペン」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1）スマトリプタン錠 50mg 「SPKK」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

医政産情企発 1205 第 2 号
令和 6 年 12 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

医政産情企発 1205 第 1 号
令和 6 年 12 月 5 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく申し上げます。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。